

「久留米絣のオープンファクトリー化事業」業務受託事業者選定委員会設置要綱

（設置目的）

第1条 「久留米絣のオープンファクトリー化事業」業務受託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）は、「久留米絣のオープンファクトリー化事業」の業務委託にあたり、業務を受託する者（以下「受託事業者」という。）を適正かつ公平に選定することを目的として設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、提案された企画について審査を行い、受託事業者の選定を行う。

（組織）

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、別表に掲げる者をもって充てる。

（選定の方法）

第4条 委員会における提案企画の審査及び受託事業者の選定は、別に定める「久留米絣のオープンファクトリー化事業」業務受託事業者選定要領に基づき行う。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、福岡県商工部観光局観光政策課において処理する。

（補足）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月25日から施行する。

（別表）

区分	所属及び職
委員長	福岡県商工部 観光局 観光政策課長
委 員	公益社団法人福岡県観光連盟 事務局長
委 員	久留米絣協同組合 理事長